

「労働者職業災害保険及び保護法」について

先頃、「労働者職業災害保険及び保護法」（以下、「本法」という）が台湾の立法機関の三読会を通過し、2021年4月30日に総統により公布された。今回の立法は、職業災害（労働災害）保険が「労働者保険条例」から分離され、「職業災害労働者保護法」の関連規定と統合されているほか、「保険契約対象者の拡大」、「給付保障の向上」及び「職業災害の予防と復興業務の統合」に重点が置かれている。職業災害に関連する保障の規範の統合によって、災害発生の防止、災害補償及び災害発生後の復興という政策目標の実現に向け効果を発揮することが期待されている。

一、保険契約対象者の拡大

保険契約の対象者、即ち被保険者については、「労働者保険条例」第6条¹に、所属従業員が5人以上の事業単位に雇用される労働者を主な保険の対象者とする規定されている。一方、本法においては、事業単位の労働者数に係る要件については規定を設けていない。つまり、所属の労働者数にかかわらず、すべての雇用者を保険加入単位として、労働者を保険に加入させるべきとしているのである。労働部（労働省）の試算に基づくと、これによって約33万人の労働者が新たにこの保障体制に加わることになる。このほか、労働基準法の規定に基づく技術生又はその他この性質に類する者、及びコーオペ教育の人員にも職業安全保障の需要があることを鑑み、本法では特別にこれらの者にも準用すると明確に規定されている（本法第6条を参照）。また、

¹ 「労働者保険条例」第6条：

「満15歳以上、65歳以下の次に掲げる労働者は被保険者として、その雇用主又は所属団体若しくは所属機構を保険加入単位として、労働者保険に参加するものとする。

1. 所属労働者が5人以上の公・民営工場、採掘場、塩田、農場、牧場、林業、茶園の産業及び交通、公営事業に雇用される従業員。
2. 所属労働者が5人以上の会社、商号に雇用される従業員。
3. 所属労働者が5人以上の新聞、文化、公益及び合作事業（合作社）に雇用される従業員。
4. 法律に基づき、公務員保険又は私立学校教職員保険に加入することができない政府機関及び公・私立学校の従業員。
5. 漁業生産の従事に雇用される労働者。
6. 政府に登録されている職業訓練機関で訓練を受けている者。
7. 固定の雇用主を持たず又は独立経営して、職業組合に参加する者。
8. 固定の雇用主を持たず又は独立経営して、漁業組合に参加する甲類会員。（第1項）
前項の規定は、主管機関にその勤務性質及び環境が、身体・精神が健康である15歳未満の労働者に危害を与えないと認定された場合においても、適用するものとする。（第2項）
前二項にいう「労働者」は、在職している外国籍労働者を含む。（第3項）」

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

本法施行の当日又は労働者の雇入れ、入会、訓練初日の当日に、保険加入単位又は雇用主がリストを作成して保険加入手続きの取り扱いを保険業者に通知しなかった場合は、本法に別段に規定がある場合を除き、**NT \$ 2 万以上 10 万以下の過料に処し**、並びに期限を定めて改善するよう命じ、期限満了にもかかわらず改善しなかった場合には、その都度処罰すると規定されている（本法第 12 条、第 96 条を参照）。

二、給付と保障の強化

今回の立法においては、標準報酬月額区分の上限を NT \$ 72,800 に引き上げ、下限は「労働者保険条例」第 14 条第 3 項に定められた労働者保険の標準報酬月額区分表（2021 年 1 月 1 日の施行版）において、パートタイム労働者保険の被保険者の毎月標準報酬月額である NT \$ 11100 から中央主務機関の公告した最低賃金（現在のところは、NT \$ 25,250 となる）に引き上げる（本法第 17 条を参照）としている。

このほか、各項の充実した給付保障も本法に盛り込まれた。傷病給付の拡大を例として、本来「労働者保険条例」第 36 条に基づく、傷病給付については、1 年度目は標準報酬月額の 70% を発給し、二年度目はその半数（50%）を発給するとされていた。本法の施行をもって、前二か月は平均標準報酬月額の全額（100%）を発給し、二か月以降はその 70% を発給することとなったが、発給時間はなおも 2 年が上限である（本法第 42 条を参照）。また、障害給付について、「労働者保険条例」第 53 条に基づく、現行の労働者保険障害年金の金額は、保険料納付済期間に応じて計算され、金額が NT \$ 4,000 未満の場合、NT \$ 4000 を発給するとされているが、保険料納付済期間の短い方が年金受給額が少なくなり、保障が足りない懸念されていた。そのゆえ、今回の立法では、労働者の「障害程度」に応じ、平均標準報酬月額の一定比率に基づき障害年金を発給すると明確に規定されている（本法第 43 条を参照）。

三、職業災害の予防と復興業務の統合

前述の職業災害保険に関する事項以外に、本法は、職業災害の予防と発生後の復興についても重んじている。よって、特別に本法に第 3 章「職業災害の予防と復興」を制定し、中央主務機関が予算を立案のうえ、職業病予防健康検査などの災害予防を取り扱い、並びに対象者を中央主務機関が別段に指定する有害な作業に従事していた者へと拡大させ、当該労働者がすでに転職したり又は離職したりしていても同様に扱うとしている（本法第 63 条を参照）。これをもって、職業災害発生を防ぎ、手当や補助と保険給付など支出を低減するほか、職業災害に遭った労働者の保護に根ざした目的が達成できるよう期待されている。

災害後の復興については、本法第 64 条に、主務機関が関連資源の統合を計画し、医学的リハビリテーション、社会リハビリテーション、職能リハビリテーション及び

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

職業復帰などの四方向からの復興役務を提供すべきであると規定されている。そのうち、「社会リハビリテーション」とは、心理的支援、福祉厚生の間い合わせと権益保障を指し、「職能リハビリテーション」及び「職業復帰」の目的は、職業災害に遭った労働者の職場復帰への協力である。実務上職業災害に遭った労働者が順調に職場復帰又は職業復帰できるかどうかは、早期の発見及び介入によって決まることに鑑み、今回の立法をもって、中央主務機関による職業災害個別案件管理役務の仕組みの構築に係る義務を確立し、迅速な通報、データベースの統合及び専門機構による復興工事計画の起草などの措置を通じた目的の達成が期待されている。

四、終わりに

本法第 109 条「本法の施行期日は、行政院が定める。」という規定からみても、今回の立法において職業災害保険を現行の「労働者保険条例」から分離するうえ、「職業災害労働者保護法」と統合することは、実に巨大なプロジェクトであることは明らかである。なお、本法のほかにも、保険料率、職業傷病の区別及び各種の手当や補助の基準などに係る事項を含む少なくとも 24 個あまりの子法の制定が控えているため、行政機関による継続的な統合が待ち望まれる。現段階で、労働部は本法が 2022 年 5 月に正式に施行され実行に移せるよう期待しているが、その後続の進捗は注目に値する。

一方、今回の立法は、雇用主の負担を当然ながら増加させるものであろう。標準報酬月額の上限額である NT \$ 72,800 をもって計算してみると、雇用主が負担すべき保険料は、おそらく従来の毎月 NT \$ 96 から NT \$ 153 へと引き上げられると思われる。しかし、莫大な職業災害の補償責任の軽減、及び労働者権益の保護という観点からみれば、今回の引き上げ幅は、許容可能な範囲内にあり、長期的には企業の安定した発展に寄与するものではないかと考えられる。